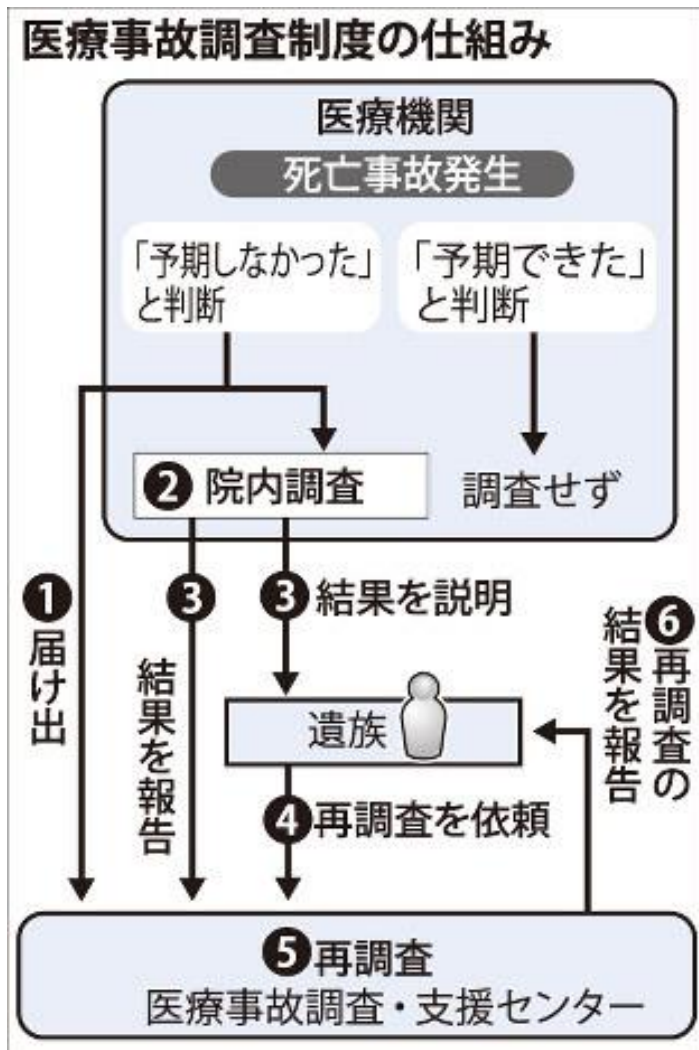


医療事故調4年 遺族に不信感「制度改善を」

論説委員・玉木達也

毎日新聞 2019.6.22



医療事故調査制度の報告件数が当初の想定を大幅に下回っている。一方、産科医療補償制度の報告書は公表方法が変更され、非公表のケースが起きている。両制度は医療事故を減らすための仕組みとして患者側から期待されているだけに、改善を望む声が強い。市民団体は今秋、問題点を検証するシンポジウムの開催を検討している。

年間平均400件弱

医療事故調査制度は2015年10月に始まった。当初は医療機関から年間約1000～2000件の医療事故の届け出があると見込まれていた。しかし、19年5月末現在、1380件にと

どまり、年間平均で400件にも満たない状態だ。

医療問題に詳しい加藤高志弁護士（大阪弁護士会）は「本来は調査されるべき医療事故が、対象になっていない可能性がある。忙しいことなどを理由に対象ではない『予期できた死亡』事故にしてしまっているところが多いのではない。しかし、それではきちんと調査をしている医療機関との間で、医療レベルに格差が生まれるだけだ」と指摘する。

内容に納得できない遺族もいる。家族を医療事故で亡くした大阪府内の女性は、事故直後に聞いていた説明と報告書の内容に違いがあったとし、医療機関がミスを隠そうとしていると憤る。「報告書の目的が医療事故の再発防止ならば、正確に書くべきだ」と訴える。

「医療事故は家族全員の生活を一変させる」

医療事故の被害者を支援している「医療過誤原告の会」の関西支部代表で公務員の篠原聖二さんは、自らも長男を医療事故で亡くした被害者の一人だ。遺族だけでなく、重度の障害を負った被害者とその家族の相談にも乗っている。

「医療事故で子供が仮死状態になったある母親は、回復することを信じて病院に寝泊まりし、介護を続けている。医療事故は家族全員の生活を一変させてしまう。その現実を医療従事者はもっと知ってほしい」と話す。本来は報告書の対象に重度の障害を負ったケースも加えるべきと考えるが、そもそも死亡事故の報告数が少ないので、まずはそこを増やすことが大切だとしている。

報告数を増やすにはどうすればいいのか。加藤弁護士は「もし、医療機関側が『医療事故』という言葉に過失のニュアンスが強いと考えるなら、私は『死亡事案検討』報告書でもいいと思う。この報告は過失が前提ではないことをよりはっきりさせる。また、狙いの一つを今後、同じようなことが起きた時、最高水準の医療ならば、こういうことができるということを明確にするというのも方法だと思う」と話す。報告書作成に保険点数を付けるなど、医療機関にとって利益になる工夫も必要と提案する。

周知拡大へシンポ

長女を陣痛促進剤による医療事故で亡くし、「医療情報の公開・開示を求める市民の会」代表を務める勝村久司さんは「医療事故調査制度はスタートしてから今年の10月で丸4年を迎える。しかし、報告が少ない理由として制度そのものがまだ、一般の人に十分知られていないことも大きいのではないか。制度の解説や報告書の内容がどうあるべきかなどについて、医療事故の専門家や被害者の遺族らを招き、9月にもシンポジウムを開きたい」と話す。

篠原さんは「医療事故の中には医療従事者のミスによる医療過誤も多いはずだ。このミスを減らすため、事実を基にした報告書の作成とその情報の共有はとても重要だと思う。医療機関は誠実に調査に取り組んでほしい」と語る。

産科では非公表も

出産で重度の脳性まひになった子供に対し補償する「産科医療補償制度」（09年1月創設）でも新たな問題が生まれている。

同制度を運営する公益財団法人「日本医療機能評価機構」は脳性まひ発症の原因分析を行い、その報告書の要約版をホームページ（HP）に掲載してきた。この要約版は個人や医療機関を特定できる情報がないため、個人情報に当たらないとの判断だった。

しかし、個人情報保護法の改正に伴い、情報提供元において個人を特定できる場合は個人情報に該当するとの「提供元基準」が明確化された。

これを機に掲載の是非を再検討。その結果、医療機関と保護者のどちらかが公表に同意しない場合、HPに掲載しないとの結論になり、今年1月から運用を改めた。そのため、掲載しないケースが出てきている。

ただ、この原因分析報告書は「責任追及を目的とするのではなく、『なぜ起こったか』などの原因を明らかにするとともに、同じような事例の再発防止を提言するためのもの」との考え方で作成されている。その趣旨を大切にして、同制度運営委員会のメンバーからは、要約版は従来通りすべて掲載すべきとの意見も出て、議論になっている。

■ことば 医療事故調査制度

患者が「予期せず死亡」したと医療機関が判断した場合、医療事故として第三者機関の「医療事故調査・支援センター」に届け出をするとともに、院内調査をする。

調査終了後、医療機関は報告書をセンターに提出し、遺族に調査結果を説明する。センターは報告書を分析し、再発防止策を打ち出す。

もし、遺族が院内調査に不服があれば、センターに再調査を依頼できる。ただ、センターの調査は院内調査の検証が中心で、報告書を医療機関と遺族に提示する。